

ワガクニ ニ オケル チュウトウ ケンチク キョウイ
ク ノ カクリツ ニ カンスル キソテキ ケンキュウ

松永, 文雄
西部ガス株式会社

<https://doi.org/10.15017/14007>

出版情報 : Kyushu University, 2008, 博士 (工学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :



第3章 中等実業教育の流れ

3.1 はじめに

本研究は大正末から昭和初期にかけての中等建築教育の実態を、教育課程(標準教授の内容)とこれに対応する教科書の点から明らかにするものであるが、当時は工業学校の中に含まれ、さらに工業学校は実業学校の中に位置づけられていた点を踏まえ、本章では、これら中等職能教育に求められていた社会的背景とその推進方法を明らかにする。なお、実業学校は農業・商業さらに商船学校を含むもので、この中での工業学校は、初期段階においては、他の職能教育と比べ格段枢要な位置にあったわけでないことも留意されるべきであろう。

本章の要点は3つあり、一つは実業学校の実態(法的規程を含む)、一つは、この実業学校の中で占める工業学校の実態であり、最後は、この期間における建築教育の実態である。具体的には以下の点を明らかにすることにある。

i 学制の変化

実業学校の教育レベルは、概ね中等学校相当であることを踏まえても、社会の求める教育制度の中に位置づけられるものであり、普通教育に対する、もう一つの軸である実業教育の制度を概観する。すなわち、実業学校が制度化された明治33年を出発点とし、以下同41年、大正8年の学制を取り上げ、実業学校の入学・卒業要件(主に年齢)と他の職能教育との違いを明らかにする。

ii 実業学校の位置付け

学制による違いは、教育制度の中で大略の位置付けには有効な分析方法であるが、実態としては、物理的な条件が大きく関係している。ここでは文部科学省の資料¹⁾を基に、小学校を含む各種学校についての学生数・学校数・教員数あるいはこれらの組合せから、実業学校の実態を明らかにする。そして、この部分において実業学校の中での工業学校の位置付けを行なう。

iii 実業学校の機能・実業学校令の内容

職能教育に対する法的裏付けは「実業学校令」によって定められた。ここでは、職能教育の中での実業学校の立場、設置者の特性等を明らかにし、さらにこの教育システムに包含される「工業学校」における教育課程の理念、これを達成するためのカリキュラム(学科目のあり方)等を明らかにし、建築関係分を抽出する。

iv 実業学校教員資格

標準教授要目あるいは教科書が必要な理由は、当該教育の普及(学生数の増加)だけでなく、これを教える教員の資質が大きく関係する。実業学校発足当初は、養成制度を用い

た教員の確保が行われていたが、学生数の増加に伴う実業学校令の改正により教員資格が卒業要件から検定試験に移行した。この点を踏まえ教員側のレベルを明らかにする。

v 建築関係の実業教育

制度上の問題点と特性が明らかになった点を踏まえ、ここでは建築関係の実業教育がどのように、実際のところ展開されてきたかを明らかにする。具体的には、大学、高等工業学校(高等専門学校)、工業学校に関して、我が国におけるその学校数、卒業生数を取り上げ、標準教授法・教科書が必要であった環境を取り上げる。

3.2 実業学校とは

本研究は、建築技術の普及と教科書作成の関係を明らかにするものであるが、技術の普及は、所謂実業界で一般化するとの解釈がなりたち、その実業界の求めた教育が「実業教育」であるから、本章の最初で我が国の斯学教育の流れをみることにする。具体的には、実業教育を監理した文部省令等の法規をとおした、中等実務教育の変遷を対象とする。

実業教育の重要さは、「実業教育五十年史」²⁾の冒頭に精緻に記されている。少々長い引用になるが、実業教育に求められる社会的使命が、以下から明らかになる。

「 序

我が国の教育制度は明治五年に頒布された学制に濫觴する。学制は範を泰西に採り、雄大なる規模を以て我国の教育制度を建立せんとしたものであるが、維新草創の際、庶政整はず、国力張らず、これを実施するには種々の困難があり、円満に遂行する訳には行かなかつた。特に実業教育に関しては、学制追加二編共に単に学校の定義を示す程度に止り、法るべき公準も示されて居ない。如実に和国の実業教育法令と認むべきものは寧ろ明治十六年に発布された農学校通則に在ると信ずる。本年はそれより満五十年に相当するところから、中秋十月を期し、実業教育五十周年記念会を催し、其の事業の一つとして本書を編纂し、大方の清鑑を煩はず次第である。

五十年の歲月短しと言ふべからずと雖も、今や実業専門学校五十二、実業学校一千三、実業補習学校一萬五千八十二を数え、経費総額五千七百七十萬八千三百五十五円(以上昭和六年現在)に上り、実業教育創始以来七百萬に余る人材を養成し、以て邦家の発展に貢献しつつあるは偉なりと云ふべきである。

我国実業教育発展の過程を通観するに、寧ろ一編の苦難史と観るを至福とする。三百年の鎖国政策を解消し、國際的檜舞台に躍出した我国は切に一般民衆の教養を高むることと、国民の指導者を要請することに専らにして、未だ国力の充実を計るべき産業人の養成には手が廻らず、社会も亦官尊民卑の思想牢として抜くべからず、実業教育に耳を借すものがなかつた。

此形勢は永く明治教育の伝統となり、実業教育苦難史を展開するに至つた。此間に在つて井上毅氏を初め幾多の先覚者は夙に実業教育の重要性を看破し、之が普及發達の為に、陰に陽に画策經營する所あつた。実業教育今日の隆昌は、一に之等先覚者の努力の賚と云はねばならない。されば吾人が本書を編纂し、五十周年を記念する所以のものは、一は以て前人苦闘の跡を偲んで感激の年を新たにすると共に、更に之に

依て将来に対する吾人の覚悟を鞏固にし、邦家の発展に貢献せんがための微意に他ならない。

昭和九年十月

文部省実業学務局長 菊地豊三郎

「続編 序

昭和九年十月、我国実業教育制度創始五十年に相当するところから、実業教育五十周年記念会を催し、その事業の一として実業教育五十年史を編纂し大方の清鑑を煩はしたが、紙幅限りあつて名その実に伴わず、事実にて明治実業教育史なるに止まらざるを得なかつたことを遺憾とした。然るに実業教育五十周年記念会の熱意に依り、本続編を刊行し、大正昭和を細叙し、更に夜間実業学校、植民地の実業教育、実業学校に類する各種学校の諸編を加へて是に実業教育五十年史を完結し得た事を悦とするものである。

我国産業は大正に於てその体容を整え、昭和に入て大なる飛躍をなし、日本産業の将来は將に世界の脅威たらんとして居る。実業教育も亦我国産業情勢に呼应して、大正昭和に於てその規模を大成し、鬱然たる態勢をなしたのであるが、今や国家内外の情勢非常の变革を湧起し、我国産業が躍進して全面的にその面目を改めつつある今日、実業教育は亦その指導精神・・・」

二つの序に述べられた趣旨は、国の発展には学制の整備が不可欠であるが、実業教育は実業界の要請にも拘わらず、その法的整備が遅れ、明治の30年代に入りやっと学制として明確に位置づけられるようになり、学校数、生徒数も格段の発展を遂げた、本書が上梓された昭和9年の時点での回顧が示されている。このことは、上記の「・・・未だ国力の充実を計るべき産業人の養成には手が廻らず、社会も亦官尊民卑の思想牢として抜くべからず、実業教育に耳を借すものがなかつた。此形勢は永く明治教育の伝統となり、実業教育苦難史を展開するに至った・・・」に表出している。

このような職業教育制度の確立は、海外の留学経験を持ち外国の事情を掌握した我が国の工業教育の推進者、例えば九鬼隆一、浜尾新、東京職工学校(後の東京高等工業学校、現東京工業大学)の校長を努めた手嶋精一等の先達の努力が支えになっていたことも事実である。

そもそも、戦前における実務者を対象とした教育の仕組みは、今日の義務教育+高等学校+大学の主軸に対して、傍系と言われながら相当枝葉の張った多様な構成であり、義務教育以上のレベルにあつては、種々の職業と関係する実業学校、教育者としての師範学校、さらに医学の分野を含む高度な職業人養成の高等専門学校等など複雑な構成になっていた。さらに戦前教育の特徴として、「本科」を中心に前にあつては「予科」、後ろにあつては「専科」等が存在し、教育期間も非常に多様であつた。

以降、本研究で度々指摘するように、上級学校のカリキュラムが下位に下ろされ、「普及化(普遍化)」する、教育のフィルターリング・ダウンも川上に帝国大学が、川下に実業学校が、中間に高等専門学校が位置したことが留意されなければならない。本研究の対象である建築学についても同様であつた。

3.3 戦前の学制の中における実業学校

1) 学制

本研究の対象とする工業教育は、多様な職業教育の一部をなすものであるが、基本的には、複雑な明治から昭和にかけての学制の一部を構成していた。以下では当時の学制を説明するが、工業学校を含む実業学校は、レベル的には完全に旧制中学校と同等であったことを指摘しておく。

< 建築における職能教育の修得：義務教育を経たあとの課程 >

- ・ 徒弟学校(あるいは乙種工業学校)(木工科、建築科)
- ・ 高等小学校→甲種工業学校(木工科、建築科)
- ・ 予科→甲種工業学校(木工科、建築科)
- ・ 中学校(或は甲種工業学校)→高等工業学校(高等専門学校、建築学科)
- ・ 中学校→高等学校→大学(建築学科)

ここでは先ず、学制百年史³⁾を資料として、戦前(特に本研究と関係する明治末から昭和初期まで)の学制と実業教育の関係を概観する。図3-1~3は、この期間の学制を示したものである。なお、表中の数字は在學生数を表す。

図3-1は、明治33年の学校系統図であって、師範教育令(明治30年)、中学校令、高等女学校令、実業学校令(明治32年)等が公布された後の学制を示している。この時代は、尋常小学校4年制、中等教育は、(乙種)実業学校、実業補習学校を除くと高等小学校卒が条件となっている。リベラルアーツを基本とした中学校、高等学校、大学と実業教育を対象とする高等の専門学校、高等師範学校、中等の(甲種)実業学校、徒弟学校、さらに初等の(乙種)実業学校、実業補習学校の構成は昭和16年の国民学校令の施行までは基本的に変化はない。

図3-2は明治41年の学校系統図で、小学校令が改正され、従来の尋常小学校4年間プラス高等小学校2年間から、尋常小学校は6年教育となり、それまでの高等小学校は中学校レベル(ただし、修学期間は短い)に変更された。従って中等実業教育は(甲種)以外は全て横並びとなった。

図3-3は大正8年のもので、中学校令・高等学校令・大学令の改正を受けた頃に一致する。中学校と並んで「尋常科」、高等学校の上位に「専攻科」が設けられている。実業学校に関しては明治41年分と相違ない。これ以後は、戦時体制に入った昭和16年の国民学校(尋常小学校に等しい)令の設置と同19年の師範教育令の改正がある。しかしながら、本研究で扱う期間の対象外である。昭和19年時点では実業学校も残り、戦後の工業・商業高等学校に連なって行く。

これ等の図が示す学校の系統をまとめると、戦後は、義務教育(小学校+中学校)以降の高等学校、大学⁴⁾に至る道筋を中心として一つの軸を構成し、傍系として実業を担当する「工

業」「商業」高等学校、或はこれらの発展系である工業・商業高等専門学校が存在するにも拘わらず、戦前の学制は多様である。これは、大学を教育の頂点とせず、それぞれの(多様な)職能教育が国家の人材育成に位置づけられていたからに他ならない。

学理中心で大学までをストレートに結ぶ縦軸に対して、職能に付随した教育システムは、小学校卒業後に就学する実業補習学校、実業学校(乙種)、旧制中学校レベルに相当する実業学校(甲種)、旧制高等学校レベルに位置づけられる師範そして医学を含む専門学校、このレベルと大学の間にある高等師範学校などが存在していた。

これらの図の中で建築科のある工業学校は実業学校に位置し、概ね旧制中学校レベル(現行のレベルでいえば、高等学校2年生にまで相当し、大略的にみれば工業高等学校に相当する。先に第1章で参照した「建築学発達史」の中で、岸田が旧制実業学校の延長に工業高等学校を置いた考え方に等しい。)に相当している。

2)実業学校の位置づけ

ここでは、実業学校が教育(特に中等レベル)の中でどのような位置(学校数、生徒数等)にあったかを検証する。そして、特に中学校、高等女学校との比較を行う。あくまでも全国の数字による分析であって、個々の学校の例を説明するものではない。

i 学校数別⁵⁾

表3-1は、設置者別・学校別数の変化を明治26年から昭和13年まで示している。ここでは幼稚園、青年師範学校、高等師範学校等を除き、小学校から大学に至る学校種別を掲げている。この表からは、明治32年の実業学校令公布以前にも実業学校相当がかなり存在していたことが分かる(明治31年では107校、同補習学校113校)。分析で扱う期間は明治31年から昭和13年までとした。明治31年は実業学校令の公布以前であること、昭和13年は、大正末の実業学校令改正の結果が達成された頃との理由による。

小学校に関しては、明治26年以降、増加はなく昭和13年には約2万校になっている。これは、小規模学校が整理統合された結果であった。他の学校は概ね校数を増加させている。明治31年と昭和13年の学校数は、専門学校が3.7倍、中学校が4.2倍、高等学校が5.3倍、実業学校が12.9倍、高等時学校が29.4倍、そして実業補習学校は177倍に相当する。

実業学校に言及すれば、明治41年には中学校を超え昭和3年には倍の学校数になった。この現象からは、明治36年以降になると、教育レベル(学生数)は上がるが、それは一般教養中心(リベラルアーツ)よりは、むしろ実業学校令の制定もあって、実務者教育が拡大された結果であり、実業教育に対する期待の高さが感じられる。この表で大学が大正12年から大幅に増えたのは、大正10年制定の大学令により私立大学が認められたことが関係する。

ii 在学者別

表3-2は、学校別の在学者数の推移を示したものである。この表では、明治36年度は小学校の修学期間が6年制に移行しているため、多少正確さは欠けるが、人口増と教育の普及により生徒数が増加していることが明確に分かる。

生徒数の絶対数では、義務教育の尋常小学校が一番多い。次に大幅な増加率があつて、絶対数の多い昭和13年には2万人を超える実業補習学校が存在する。中等教育にあつても最初は特に中学校比は少なく、時代と共に増加したものに実業学校がある。大学を除く高等教育でも、リベラルアーツを標榜する高等学校よりは、専門的知識や・職業と関係する専門学校の方が多くの在校生を抱えていたことが分かる。特にこの傾向は、時代を経るに従って強くなるので、国の実業教育取り組みの姿勢が窺える。

小学校を卒業した後の中等教育への進学率をみると(ここでは、統計が5年毎の点を踏まえ、概ね小学校の在学者数は5年前に相当するとの仮定をとっている。)、中学校は、明治36年の2.4%から昭和13年の3.4%まで緩やかに増加している。一方、実業学校にあつては、明治36年の0.8%から、漸次減少で、昭和13年では4.6%と中学校を超える進学率になっている。尋常小学校卒を入学資格とする下位の実業補習学校では、明治36年当時は1.6%であつたが、大正2年には6.2%に至り、昭和の13年には20%に達した。実業補習学校まで含めるか否かに問題はあるが、とにかく中等教育の充実は明らかに実業系の学校によつていた。

iii 教員数別

表3-3は、各種学校数における教員数を示している。表3-3を観察すると、明治31年から昭和13年を期間とすれば、小学校は3.3倍、中学校は5.5倍、高等女学校は43.7倍、実業学校は27.1倍、実業補習学校は395倍(あまりにも増加率が高いため、規準を明治36年にしても87.8倍)、高等学校は4.5倍、専門学校は10.9倍、大学が28倍、師範学校が3.0倍となっている。師範学校は、概ね県レベルで設置され、表3-1、2からも分かるように学校数、在学数とも変化がなかったことと関係する。この表の中では急激な実業補習学校の教員数の増加がみられ、本研究で扱う実業学校も中等教育の中では増加率が高くなっていることが分かる。この教員増に対して、本章で指摘する大正9年の実業学校令改正を受けた同11年の「実業学校教員検定に關スル規程」が設けられた。そして、増加した教員が等しいレベルの教育を教授するために第4・5章で扱うような標準的教科書(あるいは教授方法)の作成環境がみてとれる。

iv 要因の組合せ

表3-4は、表3-1~3までの数値を用いて、在学数対学校数、在学数対教員数、学校数対教員数を示したものである。

・在学数対学校数

この指標は学校の規模と言い換えられる。この表からは一般的現象でいえば、年を経る

ごとに学校の規模が大きくなっていることが分かる。表からは、高等教育機関に該当する高等学校、専門学校、大学は規模の大きさが窺える。当然ながら1000人/校を超えるのは大学のみである。対して師範学校は全国的配置も関係し200~300人/校と小規模である。

学校の大規模化は小学校が顕著であり、明治31年と昭和13年の比は4.1倍ある。中等教育の中では、実業学校は中学校の $1/2 \sim 1/3$ 程度にあり、高等女学校はその中間に位置している。特記すべきは、実業補習学校であって、昭和13年でやっと100人/校を超え、大正2年までは50人/校以下であった。いかにこの種の初等実務関係の学校が地方の要請を踏まえ、分散的・小規模で設置されたかが分かる。こうしてみると、実業学校の規模は、大規模でなく、いつの時代でも小学校よりも小さかったともいえる。

・在 student 数対教員数

学生あたりの教員数は、各種学校の設置令により、その比率が定められ、表3-4の他の指標よりも変化が少ない。

高等教育機関に該当する、高等学校、専門学校、大学は、教員数比が高く、何れの場合も10人台/教員の配置がなされている。安定しているのは小学校であって、法律による学生(生徒)あたりの教員数が遵守され、ほぼ45人/教員となっている。中等教育レベルでは、実業学校は略20人/教員のレベルにある。中学校、高等女学校はこの率よりは若干大きな値となっている。実業補習学校は、変化が激しく、最小は明治31年の29人、最大は大正2年の163人である。多様な地域条件がこの数字の変化に作用したと考えられる。

・学校数対教員数

少人数教育を中心とする高等教育機関の方が、多くの教員から成り立っている。大学の100人/校以上は別としても、高等学校・専門学校は40人/校のレベルにある。そして、高等学校を除くと、学校の規模(在 student 数)増加と関連して教員数の率は増加している。

中等教育にあつては、中学校の数字が高く、実業学校はその6割程度である。しかしながら第4章で具体的に扱うように、実業学校にあつても普通科目は存在しているので、この分の担当と専門科目の担当の2種のカリキュラムが存在していたはずである。

一番の奇異な現象は、実業補習学校にある。すなわち、在 student 当りの教員数が極端に低い値にある。明治31年を始点とすると、同年は2.1人/校、36年は0.7人、41年は0.4人、大正2年、同7年は0.3人、同12年は0.6人、昭和3年は1.2人、同8年は1.5人、同13年になってやっと4人/校となっている。かなり小規模な(学校という組織とはいえないが)の存在が分かる。小学校に併設できる学校の特性が現れているともいえる。

3) 実業学校における工業学校

これまでは、我が国における学制の中で実業学校の位置を在 student 数、学校数、教員数から明らかにしてきた。しかし、実業学校は、工業学校のみならず、商業・農業・商船学校

を含んだものであった。以下では「表 3-5 実業学校の学校数・生徒数の推移(明治 32 年～38 年)」を用いて、実業学校の中で工業学校がどれほどの位置にあったかを明らかにする。

実業学校令によって実業教育のための諸機関が統一された際の学校数及び生徒数は、当時の実業学校がいかなる構成になっていたかを明らかにするための資料となる。明治 38 年の文部省年報によって実業学校の概況をみると表 3-5 が得られる。

この統計から、当時の実業教育は農業部門及び商業部門において著しく発展し、生徒数からみると商業学校が最も多く、工業学校はまだ低い段階にあったことが分かる。工業に関する実業教育にはなんら新しい方策はみられなかった。

実業学校の中で工業学校の発展が遅れていた理由は、我が国の産業構造に関係していた。すなわち、製糸・紡績業の軽工業、製鐵・造船の重工業、鉱業、軍事産業が発展するのは明治 25、6 年頃を発端とした。特に手島精一は、この発展を工業教育に求め、明治 30 年 12 月には、「技芸学校の設置に就いて」の中で、次のように述べている⁶⁾。

「・・・私ノ技芸学校ト申ス此技芸ノ意味ノ範圍ガ狭イノデゴザイマス農業或ハ商業ト云フ技芸ハ含メテ居リマセヌ、単ニ工業上ノ技芸ヲ申スノデゴザイマス。左レバ今日我国ニ行ハレツツアル工業学校トハ又職業学校トカ又徒弟学校トカ云フモノデアリマストカ、又ハ実業補習学校ノ設置ニ附テト申シタ方ガ却ツテ分リ易ウゴザイマス。又・・・技芸学校ヲ全国ニ設ケテ此技芸教育ヲ十分ニ施シタイト欲スルコトニ就イテノ意見デゴザイマス。」

以上の意見からも、明治 30 年代になると工業学校が諸種実業学校の中での立ち遅れ、これが強調されはじめたことが分かる。しかしながら、農業教育に関しては札幌農学校、駒場農学校が先駆けとなり、地方では各府県の農事試験場に講習所が設けられ、順次農学校に発展していったこと、商業教育に関しても明治 8 年に東京の商法講習所が設置され、その後神戸、岡山、横浜、新潟等に同様な施設が設置されたことを前提にすると、工業教育にあっては明治 10 年代には東京職工学校しか存在していなかった。このような状況は、他の実業部門と比べ、工業教育の発展が著しく低度なものであったことが、特質の一つに上げられると指摘がある⁷⁾。

ここで論じているように、実業教育の枢要な部分を占めるのは、明治も後半になってからであった。工業学校の一部をなす「建築科」の場合も、明治 32 年の実業学校令、同 33 年の工業学校令の公布から「立ち遅れ」対策が始まり、大正 9 年の実業学校令の改正により「新たな要請」への対応が始められたことになる。

すなわち、それまでの木工を中心とした職能(大工)教育が技術者教育にシフトし、このためのカリキュラムの検討が大正中期から文部省内で始まり、大正末から昭和初期にかけて建築学会内でなされた「実業学校程度ノ標準教科書」の検討が、大きな実業教育の変化の中にあつたことが見て取れる。

3.4 実業学校の機能(大正末の実業学校令改正に至る経緯)

実業学校制度は、上記に見たように学制の初めには正式には位置づけがなく、その後の地域密着型の職能教育確立のために発展した経緯がある。明治32年2月に勅令第29号をもって「実業学校令」が公布されたが、それ以前は明治27年の「実業学校教育国庫補助法」の適用を受けた。しかし、規程は徒弟学校、簡易農学校に対する規程のみであり、実業学校の拠るべき規程は殆どなかった。

このような条件を踏まえて、以下では実業学校の出自にあたる実業学校令の内容を、その後の改正(大正9年)がなされた分を含めて明らかにする⁸⁾。

1)実業学校教育に関する法令

以下では、実業学校令を明治32年と大正9年の改正分を含め、内容を示し、同法に付随して定められた教育課程や教員資格等を同法が実業教育に果たした役割と、実業学校に求めた基準を条文の中から明らかにする。なお、同法は大正9年12月15日に勅令第564号により改正(大正10年4月1日より施行)を受けているので、約20年後の実施を経てどのように改正されたかも検証する。

実業学校は⁹⁾、その設置根拠を「実業学校令」明治32年2月7日勅令第29号により、さらに大正9年12月15日勅令第564号による改正(大正10年4月1日より施行)を受けている。

この法令は、実業学校の設置目的から始まり、その種類、設置者等に関しては、まず、第一条にて「工業農業商業ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス」との目的が述べられ、大正9年の改正分では、この他に「徳性の涵養」が付け加えられた。続く第2条では、実業学校の種類が示され、「工業学校、農業学校、商業学校、商船学校及実業補習学校」とし、この他では「蚕業学校、山林学校、獣医学校及水産学校ハ工業学校ト見做ス」との対応を受け、さらに従来の徒弟学校は「工業学校」の一部に位置づけられた。また、大正9年の改正分では、商船学校の下に新たに「水産学校其他実業教育ヲ為ス学校」が加えられ、「蚕業学校、山林学校、獣医学校及水産学校等」は「獣医学校」に整理され(山林学校は廃止されたといった方が適切である)、さらに従来の初等職業教育を担ってきた徒弟学校は削除された。

第3条は実業学校の設置者に関するもので、「北海道及府県ニ於テハ実業学校ヲ設置スルコトヲ得」とし、高等実業学校とは異なり地方機関が経営を担当する旨が規定されている。また、実業補習学校は道府県実業学校に附設される場合に限られていた。学校に関する経費は、第4条により北海道及沖縄県を除き府県の負担とされた。

続く条文は、北海道及府県立以外の実業学校開設の条件に該当し、改正分では、第4条として「郡市町村、北海道、沖縄県ノ一級町村、二級町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ実業学校を設置スルコトヲ得」とし、実業補習学校以外の実業学校にあつては土地の状況に依り実業学校を設置する場合は費用負担のために学区を設けることができた。明治の改正前では第4条として「郡市町村北海道及沖縄県ノ区ヲ含ム又ハ町村学校組合ハ土地

ノ情況ニ依リ須要ニシテ其区域内小学校教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り実業学校ヲ設置スルコトヲ得」とし、府県立以外は小学校の施設を併用していたことが分かる。さらに、実業学校の設置は、地方行政機関以外にも可能であって、第5条では「商業会議所、農会其ノ他之ニ準スヘキ公共団体ハ実業学校ヲ設置スルコトヲ得」とし、この場合経営は私立であることが規定されていた。又改正前では、第6条で私立の実業学校が設置できるとしている。

第7条は設置と廃止の手続きに関するもので、実業学校は文部大臣の許可を受け、実業補習学校は地方長官の許可を必要とし、実業学校にあっても上級、下級の行政処置が存在していた。これに関し大正の改正分では、第七条の第一項が改められ、公立、私立を問わず実業学校の設置廃止は文部大臣の認可が必要となり、また、従前のおり実業補習学校にあっても道府県立は文部大臣、その他の設置者の場合は地方長官の認可が必要となり、道府県立は文部省の強い監督下にあったことが分かる。このような文部省の関与は、第8条の「実業学校ノ学科及其ノ程度ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」にも強く示されている。

第9条は、本研究との関係が非常に深く「実業学校ノ教科書ハ公立学校ニ在テハ学校長ニ於テ私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ経テ之ヲ定ム」とされている¹⁰⁾。このことから、地方長官の許可を経るものの、教科書の選定は、実業学校自身の判断に委ねられていることが分かる。法律は、明治36年の制定であるから、後に指摘するように、少なくとも建築教育にあっては、公認的な教科書が存在しない時代に該当するので、教科書の自由選択というよりは、適切な教科書そのものが存在していなかったともいえ、これを補完する役割が教員のレベル＝学士相当に該当していたともいえる。教員資格は、続く10条で規定され、「実業学校ノ教員ノ資格ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」とし、具体的には、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」(明治40年9月21日省令第28号)の中で決められていた。この教員資格については、後に詳述する。

第11条は、公立実業学校職員の俸給旅費等に関すること、第12条は「公立実業学校補習学校ノ職員ノ名称待遇ハ公立小学校ノ例ニ依ル」とし、補習学校の場合は教師の資格を小学校程度としている。これは上位にある実業学校とはその資格要件が大きく異なり、補習学校の場合はあくまでも実業教育の初歩・補足的教育であることが分かる。

第13条は、実業学校の編成及び設備に関する規則の制定であって、文部大臣が定めることになっている。具体的内容は、工業学校にあっては、同規程(明治33年2月25日文部省令第8号)に細かく規定されている。

附則としては、第16条にて「本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス」と施行日が決められ、第17条では「本令ハ官立学校ニ適用セス」としているから、文部省の直轄でない、間接的に指導・監督を行なう学校として、実業学校が位置づけられている。もっとも先に分析した表3-1~4にあっても、国立の実業学校は1~4(昭和13年時点)校であった。以下の条文の説明は省略する。

工業学校規程では、修業年限を3年とし1年以内の延長を可能とした。入学資格は年齢14歳以上、修業年限4年の高等小学校卒業生又は同等の学力を有することとし、外国語も入試科目に加えられた。また、修業年限2年以内の予科、さらに別科、卒業後の専科を置くことができた¹¹⁾。

2)工業学校規程による教育課程

文部省が設置廃止を含め教育レベルを監督する職業(実業)学校であるから、その細かな規程が「実業学校令」の施行にあわせて制定されていた。ここでは、建築教育に直接関係する工業学校のカリキュラム等の内容を工業学校規程(明治33年2月25日文部省令第8号)の中からみる。同省令は実業学校令の改正を受けたものなので、併せて文部省令第2号(大正10年1月12日)も参照する。なお、改正規程により徒弟学校は本令により設置された工業学校と見做されたので工業学校の大衆化につながったとも云える(文部省令第二号、大正10年1月12日分も併せて掲げる。)

まず第1条にて、工業学校の修業年限は3年間、但し1年以内の延長を認めている。改正分では、修業年限は学科の種類、土地の状況に等に応じて定めることができ、

- 一、尋常小学校卒業程度程を入学資格とする場合は三年乃至五年
- 二、高等小学校卒業程度を入学資格とする場合は二年乃至三年

そして、1年の延長を認めることの追記がなされている。さらに改正規則では、第2条で入学資格(尋常小学校卒業程度以上の学力)、第3条では相当の学力の確認方法が示されている。そして第4条は、他の工業学校からの転学制度であって、試験を受け相当の学年に編入させることができる旨が規定された。

授業時数は、第2条にて、工業学校の授業時数は実習を除き毎週27時間(大正5年、30時間に改正された)以内とし、実習時数は学科の種類に依り適宜定めることが出来た。改正規則になると(第5条)、実習を除き毎週24時間以内、但し低学年では30時間、高学年の実習を課す期間にあつては33時間までの増加を認めるなど、一定の時間数が義務つけられた。そして改正規則の第6条では、高学年における3ヶ月以内の実習時間を認めている。第7条は授業日数で、毎学年210日以上とされ、明治33年の当初規則よりは、授業時間数の管理が厳しくなった。

第3条は工業学校の学科名と科目に該当する。各学科固有の説明がなされ、例示された学科を選択や分合して定めるとしている。学科としては「土木科」「金工科」「造船科」「電気科」「木工科」「鋳業科」「染織科」「窯業科」「漆工科」「図案絵画科」(この他にも特殊工業のために便宜科を設置出来るとしている)が該当する¹²⁾。また、建築等に係る学科の専門科目は次のとおりであった

- ・土木科 測量、応用力学、河海工、道路鉄道橋梁施工法、製図等
- ・木工科 応用力学、家屋構造、工場用具及製作法、建築沿革、革施工法、配景法、製図
絵画等

- ・図案絵画科 配景法、解剖大意、工芸史、建築沿革大意、絵画、応用化学大意、各種工芸品図案等

改正規則では条が第8条に変更され、例として「建築科」が掲げられている。建築科の名称が実業学校で登場するのは大正10年からであり、木工からの棲み分けが意図されたといえよう。建築に関係する学科は、建築科並びに木工科、石工科、塗工科、鉛工科となっている。また従前の図案絵画科はなくなっている。

さらに、改正規則では、女子についての規程が追加され「女子ニ付テハ色染、機織、紡績、製糸、図案、分析其他女子ニ適切ナルモノヨリ選択シ之ヲ定ムヘシ」とされた。

新しい工業学校の科目は第10条の中で示され、一般科目としては、国語、数学、物理及び化学、図画、法制及び経済、体操が、専門教育に関しても科目と実習が定められた。但し修行年限や学科の種類により、外国語、博物、地理、歴史、商業大意、工場要項その他の科目を加えることができ、また、工業に関する学科目は学科の種類や修業年限に応じて適切なものを選択できるとしているため、当初の規則よりは緩やかな基準となっている。このことは実業教育の多様性が求められた結果といえる。

旧則にあつては、第4条で入学資格、第5～9条で予科の設置に関する規定(修業年限、授業時数、科目、入学資格)が定められ、さらに第10条では別科、第11条では卒業生を対象とした専科が設置できることを示している。

第9条は、2科以上を設置する場合は、学科の種類と修業年限により学年の課程を学科別でなく運営できることが定められた。

これらの本科以外の設置については、改正規則では、第11条は夜間開校できること、第12条は卒業後も在学できること、第13条は専科の設置、第14条は、専修科が設置できることを定めている。

第15条は学則に関する規定であつて、工業学校の学則に含めるべき事項を定めている。しかし、この内容は大正2年省令第14号により削除された。学則は、これまでに指摘してきた実業学校令、工業学校規則を踏まえた教育の実施体制の内容といえる。確認のため、以下に学則に含める事項を掲げる。

- 一、学校ノ目的
- 二、修業年限
- 三、授業日数
- 四、休業日
- 五、学科目及其程度
- 六、各学科目毎週授業時数
- 七、入学退学ノ規程
- 八、試験法
- 九、賞罰ノ規程
- 十、授業料規程(授業料ヲ徴収スル場合)

十一、寄宿舎規程(寄宿舎ヲ設クル場合)

十二、前項ノ外学校管理上必要ノ事項

教員に関する規定は、第16条で示され、「工業学校ニ於テハ学科目、授業時数級数ニ応シ相当ノ教員ヲ置く事ヲ要ス」とされ、「相当」の意味が教員数か質(レベル)であるか条文からは判断できないが、後述するように当初はかなり高い教育を受けたことを教員の条件としていた。改正規則(第16条)にあっても変化はない¹³⁾。

実業学校に必要な設備は、第19条による。「工業学校ニ於テハ相当ノ教授用及参考用図書器具機械標本、模型、実習諸機械、体操用器具等ヲ備フルコトヲ要ス」とされた。しかしながら種々の条件から必ずしも達成できるわけではなく、改正分(第15、17条)では、運動場は校外にあっても差し障りないこと、実習場に関しては他の工場等で流用できることなど、それまでの制度の運用結果から、現場の意見を取り入れ柔軟な対応を可能とする形になった。

3)工業学校における科目

工業学校の科目は同規則3条にて規定されていたが、地域(学校の設置される土地)の情況(産業)を配慮して、例示された学科目を選択、あるいは分合して定めるとし、建築関係の科目としては、先に示したように、

- ・木工科 応用力学、家屋構造、工場用具及製作法、建築沿革、各施工法、配景法、製図
絵画等
- ・図案絵画科 配景法、解剖大意、工芸史、建築沿革大意、絵画、応用化学大意、各種工
芸品図案等

が該当していた。しかしながら、学校経営の当事者にとっては、規則の内容は抽象の域を出ず、具体的内容に関して文部省に質問が投げかけられた。すなわち、地方工業学校長会議に於ける文部大臣訓示要旨(明治32年10月、於文部省)が該当する。この中で、

「諮問事項第三 各種工業学校並ニ徒弟学校ノ学科課程及一週授業時数ノ配当ハ如何ニ之ヲ定ム可キヤ」

の質問に対して、文部省は、

「各種工業学校ヲ通シテ其学校課程及授業時数ヲ一定セシメントスルハ頗ル困難ナリト雖モ一定ノ標準ヲ定ムレバ当事者ノ参考上便少ナラサルヘシ各員カ平素研究セラレタル所ニ依リ相当ノ議定ヲ望ム」

と回答している。これに対し学校側は、甲種工業学校にあつては、木工、金工等の一般のものと、美術を応用する染織、陶器、製陶、陶画、漆工(木地、蒔絵、髹漆)、蒔絵等の二種類に学科の内容を分け、乙種工業学校では木工、金工、染織、陶器、漆工(木地、蒔絵、髹漆)各科の学科課程案を作成した。このことから、工業学校にあつては、相当土地の産業との連携を図ること、そして下位にあたる乙種学校にあつてはより職能教育にシフトした内容と理解されていたことが分かる。

実業学校より下位にあたり、初等学校(尋常小学校)卒業を資格とした実業補習学校の科目の実態は、明治44年12月、全国の実業補習学校に対して行われた調査結果が参考になる。そして、大正3年1月の調査終了に伴い調査委員総会が開催され結論がまとめられた。意見は次のようであった。

「現在七千の実業学校は少なくとも之を二倍に増設するの必要を認めたるが授業科目、教師の選択、授業時数、昼間夜間の授業等に関しては農業地方、商業地方等に依りて自ら別種の方法を採らねばならぬので・・・」

その意図は、実業補習学校を少なくとも倍増させることを第一に、授業科目、教員の選択、授業時数を決め、昼間夜間の授業等に対しては個別の方法を採らざるを得ないとしている。

この調査結果を踏まえた科目については、「一 普通学科目」に言及した後で、「二 実業学科目」掲げられ、農業学科目、水産学科目、商業学科目に続いて、

「工業学科科目は原動機、機構、板金、鋳金、発電機、電灯、電車、電信、*家屋構造*、*室内装飾*、*家具*、*指物*、*挽物*、*橋梁*、*鉄道*、*船舶*、*採鉱*、*冶金*、*機織*、*紡績*、*染色*、*陶磁器*、*漆器*、*硝子*、*煉瓦*、「セメント」、*塗料*、*石鹼*、*写真*、*製版*、*製糖*、*製油*、*製紙*、*製造*、*醸造*、*材料及工作法*、*測量*、*製図*、*図案*、*仕様見積*、*工業経営*、*工場法規*等の中より当該地方に適切なものを選択すべし

尚原動機を蒸気機関、瓦斯機関、石油機関、水車等に、*家屋構造*を和風建築、洋風建築等に、船舶を木船、鉄船等に分つか如く一科目を適宜分割して一事項若は数事項を課し或は*家具*、*指物*、*挽物*等を併せて木工の一科目とし、道路、橋梁、鉄道等を併せて土木の一科目とするも可なり(以上のイタリック体は筆者による)¹⁴⁾

と、一種の標準科目が示されていた。さらに、

「以上の外尚必要に応じ時計、鉛工、彫刻、寄木、象嵌、竹細工、製靴、製本、製菓、鍍金、『マッチ』等の如き学科目を設くることを得べし」

と調査を踏まえた専門科目に関する指針(結論)が開陳されている。最初に学科があつて、この目的のために科目を整備する方向とは異なり、幾多の科目(技能、技芸)が最初にあつて、土地の状況に合わせてこれ等を組み合わせるなど、多様な、換言すれば教育上の枠組が自由に扱えた。しかし、あまりにも多様化し、職業教育の基本がぶれ始めたため、次に述べるような大正9年の実業学校令の改正に至った。この背景には、国民としての徳育の育成が重視されたこともあるが、全体カリキュラムの見直し、工業学校にあつては工芸教育から工業教育への変換が必至であつたことと関係が深い。

工業教育の多様化が進展する中で、産業立国の基盤を工業の隆盛に求めた政府は、大正9年12月15日、勅令第564号を以て実業学校令を改正した。制度上の改正は、「2 工業学校規程による教育課程」にて指摘したとおりであるが、改正の趣旨は以下によつて¹⁵⁾。

「一 実業学校令ノ改正 実業学校令中改正ノ要項

(一)略

(二)学科目ニ改善ヲ加ヘ普通学ノ素養ニ付遺憾ナキヲ期シタルコト」

説明としては、

「中等実業教育ハ各種実業ニ従事スル中堅的人物ノ養成ヲ目的トスルノdealカラ単ニ実業上ノ知識技能ヲ授ケテ以テ足レリトスクコトハ出来ナイ常ニ人格ノ陶冶常識ノ涵養ニ留意シテ堅実ナル国民、善良ナル公民トナルニ必要ナ教養ヲ与ヘルコトニカメナケレバナラナイ……」

がなされている。第5章で扱う建築学会の実業学校程度ノ標準教科書編纂委員会の教授案の緒言で述べられているような、従来区々であった専門教育を整理統合し、もってそこで生まれた余裕の時間を普通科目に転用することの趣旨がこの改正の意図から読み取れる。次にはこれまでの実業教育実施結果の反省が込められ、

「(三)実業ニ関スル学科目ノ範囲ハ広汎多岐ニ互ル弊ヲ避ケ教授ノ徹底ヲ期シタルコト」

と斯学の理想と現実の乖離が指摘され、

「実業ニ関スル学科及学科目ハ実業ノ種類、土地ノ情况等ニ応ジ適當ニ之ヲ選定シテ實際ニ適合セシメナケレバナラナイ然ルニ従来ノ実績ニ徴スルト概シテ此ノ点ニ十分ノ顧慮ヲ欠キ其ノ課スル所徒ニ広汎多岐ニ互ツテ為ニ教授ノ徹底ヲ欠クモノガナイデモナイ斯様デアッテハ……新規定ニ於テハ此ノ点ニ鑑ミ工業学校等ニ於テ実業ニ関スル学科ノ範囲ハ寧ロ之ヲ狭ク且深カラシムル方針ヲ以テ規定シ職業ノ種類ニ応ジ取捨選択其ノ宜シキヲ得ルヨウニシテ実業学校教授ノ実績ヲ挙ゲシメルコトにカメタ」(下線は筆者による)

と、学科目の再編整備が焦眉の急であるとの見解が行政側から読み取れる。以上が標準教授細目策定に至る経緯(要因)といえる。その趣旨は、徳性教育の充実のためと地域の条件を踏まえた専門教育であっても、授業科目が区々の状態にあり、専門学科目の整備が急務であったとまとめられる。

工学を中心とした建築学の発展を中等教育に浸透させ、学としての体系化を標榜する建築(学)界の意図とは別に、国家としての実業教育の見直しが行われていたことを如実に示している。なお、建築学における工学を中心とした「学」の再編過程は第5章で詳述する。

3.5 実業学校教員の養成と検定試験

制度としての実業学校並びに工業学校のあり方を上記で示してきた。この他の教育に関する要素として教える側、即ち教員の問題がある。実業学校といえども求められるべき教育の質は高く、また、ある種の最新情報を生徒に教授する必要があった。工業学校規程の第16条「工業学校ニ於テハ学科目、授業時数級数ニ応シ相当ノ教員ヲ置く事ヲ要ス」が示す所以である。そして、カリキュラムに関して教育の制度を対象とした既往研究は散見できるが¹⁶⁾、教員の資質を扱った研究は管見の限り存在していない。

ここでは先ず初めに、実業学校の教員養成の実態を、続いて実業学校教員に求められた条件(資質を含めた学歴)の条件を法的規制の中から明らかにする。

1) 教員養成

実業学校令の公布に伴い、斯学の教員を確保すべく、実業学校教員養成規定が、明治 32 年 3 月 3 日 文部省令第 13 号として制定された。この教員養成規定は従前の工業教員養成規程(明治 27 年)を廃止し、実業教育費国庫補助法第七条に基づき、これを拡充したものであった¹⁷⁾。すなわち、

「実業教育国庫補助法第七条ニ基キ実業学校養成規程ヲ定ムルコトヲ左ノ如シ」

として実業学校教員養成規程が定められた。

第 1 条は、実業学校の教職に就く者には学費を援助する本規程の目的が掲げられている。第 2 条ではこれらの学生は学長及び学校長が選定するとしている。しかしながら、その対象者は、「東京帝国大学農科大学本科若クハ実科高等商業学校及東京工業学校ノ学生生徒」に限られ、明治 30 年代の高等教育はこれらの大学、学校に限られていたとはいえ、一種のエリート教育を受けた人材が担当していたことは注目すべきであろう。そして、これとは別に第 3 条にて農業補習学校教員養成のために農業教員養成所を置き、農科大学長が管理すること、商業学校及び商業補習学校の場合は、教員養成所は高等商業学校長、そして工業学校、徒弟学校及び工業補習学校にあつては、教員養成所は高等工業学校長が管理を担当することになっていた。本教員養成規定は明治 32 年 4 月 1 日よりの施行であつて、上記の高等工業学校は、東京工業学校が明治 34 年に東京高等工業学校に改称されたのが最初であるから、少なくとも建築教育にあつては、本規定が制定された時期には第 3 条の教員養成機関は存在せず、第 1 条の東京工業学校在学生のみが実業学校の教員養成を受ける資格があつたといえる。ちなみに、大正 11 年 1 月 24 日 文部省令第 4 号により「実業学校教員検定に関する規程」が定められ、実業学校教員の大幅増がはかれるが、この時点までに設置された高等工業学校は、東京高等工業学校を除くと、名古屋高等工業学校(明治 38 年)、神戸高等工業学校(大正 6 年)、横浜高等工業学校(大正 9 年)のみであつた。

第 4 条は、教員養成に関する学生数の規定であつて、文部省が管理する旨が定められている。今日の教員養成規模(数)とは大きく異なつていたことが分かる。続く第 5 条は、教員養成所の修業期間を定め、農業・商業と比べ工業教員養成所は 3 年間と長い。ここに、所謂師範学校とは別の教員養成機関が存在していた。

第 7 条は教員養成所のカリキュラムに関係し、工業学校に言及すれば、工業教員養成所に本科と速成科を置くこと、さらに本科は「金工科」「木工科」「染織科」「窯業科」「応用化学科」「工業図案科」に分けられた。この時点では建築という呼称になっていない。さらに速成科を「金工科」「木工科」「染色科」「機械科」「陶器科」「漆工科」に分けている。そして建築教育に係る科目については、以下のような内容になっていた。

「金工科、木工科ノ科目ハ倫理、数学、物理学、図学、無機化学、応用重学、工場及製作法、工業経済、工業衛生、英語、教育学、教授法、体操、実習ノ外金工科(後の機械科に等しい)ニ在リテハ電気工学大意、発動機、機械製図トシ木工科(後の建築科に等しい)ニアリテハ構造用材料、家具及建築流派、家屋構造、衛生建築、製図及意匠トス」

前半は一般教養や工業共通の科目であり、建築固有の科目は、材料、家具・建築史、一般構造、建築設備、製図・意匠が該当し、所謂建築計画は含まれていないが、内容的には学科名称の「木工科」の範囲を超え、建築学に近い科目が教員養成の中でなされていたことが分かる。

なお、資料¹⁸⁾によれば、教員養成所(臨時教員養成所、実業学校教員養成所)は、明治31年度時点で、学校数1、教員数15人、生徒数86人であったが、翌32年度には、それぞれ3校、45人、141人に増加している。

2) 実業学校の教員資格

明治32年3月3日に文部省令第13号を以て実業学校の教員養成が定められたが、2年後の35年4月1日には同規定は廃止され、実業学校教員志願者で学費補給を受ける者の範囲が拡大され、その約5年後には、以下に取り上げるような公立私立実業学校(実業補習学校を含む)の教員資格が定められた¹⁹⁾。

「公立私立実業学校教員資格ニ関する規程」(明治40年9月21日省令第28号)

第1条では、「学位ヲ有スル者」「帝国大学分科大学卒業生又ハ官立学校ノ卒業生ニシテ学士ト称スルコトヲ得ル者」に対して実業学校の教員資格を付与し、併せて、「文部大臣ノ指定シタル者」「文部大臣ノ認可シタル者」が追加されている。ここで学位とは「学士」を意味し、二つ目の条件である「学士」と等しいから、相当厳しい条件であったことがわかる。第2条は、1条に対する例外で、地方長官が認可した者は道府県の実業学校の教員になれるとしている。

第3条は教員申請に係るもので、第1条、第2条の認可を受けようとする者は、従事する学校の種類、程度、学科並びに担当の科目を記載した願書と履歴書を添えて当該官庁に申請することになっていた。

第4条は教員資格の例外的措置に該当し、特別の事由あるときは、上記の資格がなくとも教員になれること。その場合は、公立実業学校にあつては教諭、助教諭、訓導又は准訓導と称することなど、教員間にも資格上の格差が存在していた。第5条では例外的資格の教員数が多ければ、教育上の支障を来す原因になるので、実業学校にあつて第1条の資格を有しない教員が二分の一を超える場合は文部大臣の認可を受けること、実業補習学校については教員数の制限は地方長官が定めるとし、ここでも補習学校は下位に位置づけられていた。

上記の実業学校教員の資格が厳しいとの推測が立つが、他の教員資格と比べるとどのようなものであつたろうか。ここでは、明治40年に制定された「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」より4年ほど前に規定された「公私立専門学校規定」(明治36年3月31日文部省令第13号)の内容との比較を試みる。専門学校の場合は、周知のように中学校卒業を前提としているから、実業学校よりも上位の教育機関である。その学校規定第7条では教員の資格を定め、基本的には、

- 一、学位を持つ者
- 二、帝国大学分科大学卒業生又は官立学校の卒業生で学士と称することの出来る者
- 三、文部大臣の指定した者
- 四、文部大臣が認可した者

が有資格の条件に該当していた。具体的指定は「一」「二」に関するもので、この点は上記に指摘した実業学校の教員資格と同一である。明治 36～40 年あたりの専門学校の開設は、少なくとも建築関係においては、東京高等工業学校、名古屋高等工業学校、京都工芸学校(京都工業繊維大学の前身、明治 35 年開設)しか該当しないので教員の数も少なく、高度な学習経験を要求されたと判断でき、同じ基準が実業学校にも求められていたことは驚きに値する。従って、産業界の繁栄に伴う人材育成の要請があつて、実業学校では後述する教員検定試験の採用は不可避であつたとの推測もつく²⁰⁾。

3)実業学校の教員検定

これまでにみてきたように、明治 40 年に省令第 28 号により公立私立の実業学校教員に対する規程が公布され、以降数次の改正を経てきたが、実業界の繁栄に伴い、多くの人材が実業界で働き、教員は払底の状況にあつた。そこで新たな実業教育に取り組むべく「実業教育令」が大正 9 年 12 月に改正され、教員数の不足が授業の支障にならぬように本規程が公布された。この規程では、まずもって学業の卒業資格でなく、卒業までの過程で修得した学力を(検定)試験にて問うこと、実技と体験を主とする実業教育の教員に対しては、学問的知識に優れた人材を登用することではなく、実業学校に適した教員を選考することが目途とされている。明治 40 年の規定と比べると教員としての門戸が広げられ、また教育者の資格も緩和されている。このような教員数の増加が、標準教授法や教科書を必要とした要因の一つともいえる。

以下に「実業学校教員検定に関する規程」(大正 11 年 1 月 24 日文部省令第 4 号)の内容を検討する。

第 1 条は、実業学校教員検定の内容であつて、受験者の学力と性行及身体関する事項が該当している。

第 2 条は、検定の学科目に関することで、実業教育は広範な領域に関係するために、具体的には実業に関する学科目の中で文部大臣が告示するとしている。そして、第 6 章で指摘するように、建築学会編纂の標準教科書の目次に即した書籍が出版されたが、この紹介の中に「実業学校教員検定」用なる文言が出てくる。

第 3 条は、検定試験の回数が決められ、無試験検定は随時となっている。第 4 条は検定に必要な書類で以下のものが該当した。

- 一、履歴書
- 二、受験資格ニ関スル学校卒業証書、教員免許状又ハ認可指令ノ写
- 三、実業学校又ハ実業補習学校教員養成所ヲ卒業シタ者、中学校・高等女学校・高等女

学校実科又ハ実科高等女学校ヲ卒業シタ者、専門学校入学者検定試験規程ニヨリ
専門学校入学ニ関シテ指定ヲ受タル者等ニアツテハ、ソノ証明書

四、医師法ニヨル医師ノ身体検査書

第5条が一番枢要な試験検定の受験資格に該当し、以下のものが条件付けられた。ただ、旧則とは異なり実業学校の教員資格でなく、あくまでも「受験資格」であった。

- 一、実業学校又は実業補習学校教員養成所を卒業した者
- 二、中学校・高等女学校・高等女学校実科又は実科高等女学校を卒業した者
- 三、専門学校入学者検定試験に合格した者
- 四、専門学校入学者検定試験規程により専門学校入学に関して指定を受けた者
- 五、中等学校と同等程度と認定された者(徴兵令、文官任用令による)
- 六、小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員又は小学校准教員の免許状をもつ者
- 七、教員免許令により教員免許を有する者又は本令施行前の実業学校資格試験に関して文部大臣の認可を受けた者
- 八、外国にて実業学校、師範学校、中学校又は高等女学校に準ずる学校を卒業した者
- 九、文部大臣が適当と認定した学校を卒業した者

「六」「七」は既に教員の資格あるものに該当し、明治27年の文部省令第20号による「徒弟学校規程」中の小学校教員資格に等しい。「八」は外国で教育を受けた場合であり、「九」は例外規定であるから、実質的には中学校卒業以上を受験資格に定めていた。第5条中には、もはや「学位ヲ有スル者」「帝国大学分科大学卒業生又ハ官立学校ノ卒業生」等の資格は存在しない。

第6条は、無試験検定を受ける条件が示され、以下のように既に実業学校で教鞭をとっている経験者が新制度の発足に際して例外的に認定されたと判断できる。

- 一、相当の学力があつて、実業学校又はこれと同等以上の学校で5年以上検定を受けようとする学科目の授業を担当し成績が優秀な者
- 二、実業補習学校教員養成所を卒業し3年以上の教職の経験があり、検定を受けようとする学科目を担当し技術が優良な者
- 三、実業学校を卒業し5年以上の検定を受けようとする学科目の教授経験があり、技術が優良な者
- 四、5年以上の実地経験が在り実業学校において3年以上、検定を受けようとする学科目の実習教育を担当し成績が優良な者

これ以降の条では、第7条は予備試験と本試験にて検定をおこなうこと、第8条は検定に係る不正の扱いと合格の取消し、第9条は本令の中に実業補習学校を含むことが規定されている。

この教員検定試験の制定に関係してか、実業学校の教員数(但し全国)は大正7年度が5661人であったのに対し、同12年度では9114人になり、昭和3年度では13,188人と大幅な増

加を生じた²¹⁾。

検定試験制度の導入は、学校卒の資格の外に学術技芸の達成度が試験されるもので、この対策としても第6章で指摘するような「実業学校教員検定試験問題」を内包した教科書の出版がなされてきたと判断できる。

そして実業学校教員検に関する規程により、「公立私立実業学校教員資格ニ関する規程」(明治40年9月21日省令第28号)は「文部省令第5号(大正11年1月24日)」により以下のように改正された。

「第一条中ノ左ノ各号ノ一ニ該当する者ハ実業学校ノ教員タルコトヲ得

- 一、学位ヲ有する者
- ニ、帝国大学分科大学卒業生又ハ官立学校ノ卒業生ニシテ学士ト称するコトヲ得ル者
- 三、文部大臣ノ指定シタル者」

ここまでは、旧規則と同様であるが、「四、文部大臣ノ認可シタル者」は「教員免許令ニ依リ教員免許ヲ有スル者」に改められた。

地方長官が認可した者は道府県の実業学校の教員になれるとした第2条に変更はないが、第3条では、第1条の規定による資格分が削除され、第2条の認可を受けようとする者のみが従事する学校の種類、程度、学科並びに担当の科目を記載した願書と履歴書を添えて当該官庁に申請することになった。

3.6 建築教育における実業学校及びその周辺

制度としての実業学校の有様はこれまでに述べたような内容であったが、建築に関する実業教育はどのような趨勢を占めていたのか、少々時期がずれるが、建築学会発行による「建築年鑑昭和15年度版」²²⁾を資料として、大正末までの建築教育について、大学、高等工業学校、実業（工業学校）学校、その他学校の設立状況と卒業生の数を対象に分析をおこなう。この背景には、建築関係の学生が、多数を占めるのであれば教科書は必要となるが、少数なら、わざわざ標準教科書を作成する必要はないとの考え方に立つ。

資料によれば、大正期までに建築学科を有していた建築教育関係学校は以下とおりである。ただし、卒業生の数字は昭和14年末を示す。

1) 大学

少々、大学制度について説明すると、大正末から昭和初期にかけての「大学」とは、明治の開国以来、国威の発揚として教育の改革に取り組み、開成学校を嚆矢に、後の帝国大学設置に至った。そして、高等教育の拡張政策により大正8年(1918)に「大学令」が公布され、それまで専門学校令に基づいていた私立学校も法的に大学に認知され、大正9年(1920)には10校が大学として認可された。なお、学制上、最上位に位置する大学であるので、入学者は高等学校あるいは大学予科が卒業条件であった。大学レベルの建築教育に言及すると、もう一筋の道があった。すなわち、明治6年(1871)に工部省の設置に伴い大学が置かれ同8年(1873)、同12年(1877)には工部大学校と改称された。明治20年(1885)にな

ると工部省の廃止に伴い文部省に移管され、大学令(1886年)により帝国大学工学部になった。3期6年制(予科、専門科、実地科)を有し、土木・造家(建築)・電信・化学・冶金・鉱山・造船科があった。同時期に理工系の高等教育機関として(東京)帝国大学工芸部があり、こちらは学理追究に重点を置き、工部大学校では実地教育、実務応用に重きが置かれた²³⁾。

以下では、学校名と開設時期、昭和14年末の卒業者数を示す。

- ・東京帝国大学工学部：明治6年 建築学科卒業生(以下では卒業生と記す)：750人
- ・京都帝国大学工学部：大正9年 卒業生：232人
- ・東京工業大学：明治35年 卒業生：971人
- ・早稲田大学理工学部：明治42年 卒業生：967人

この中で、所謂大学は東京・京都帝国大学のみであり、昭和14年末にあっても両方で卒業生は1000人を超えない。徒弟学校を前身とし明治35年に東京高等工業学校となり、大学令に基づき大学となった東京工業大学は、実務者教育が対象であったので、1校で1000人近い卒業生を出している。また、私立の早稲田も1000人弱である。同資料によれば、各大学の1クラスは、40人以下であり、さらに最新の建築学を教授する目的から、特段の教科書は必要なかったといえる。

2) 専門学校(高等工業学校)

高等専門教育の機関を統一する法制度が未整備なため、明治36年3月27日に「専門学校令」が発令され、それまでの個別認可の不効率性が生じていた専門学校の設立申請に対する煩雑さが回避されることとなった。この背景には、旧制中学校の整備と卒業後の上級学校進学者増があった。なお、修業年限は3ヶ年であって、入学資格は中学校の卒業が条件であり、概ね高等学校と等しい。

以下では、専門学校令によって設置された高等工業学校の中で建築学科を有する学校名と昭和14年までの同学科の卒業生数(累計)を示す。

名古屋高等工業学校：明治38年 卒業生：781人

横浜高等工業学校：大正14年 卒業生：387人

神戸高等工業学校：大正11年 卒業生：228人

福井高等工業学校：大正13年 卒業生：430人

京城高等工業学校：大正5年 卒業生：188人

南満州高等工業学校：大正11年 卒業生：187人

東京美術学校：大正3年 卒業生：102人

京都高等工芸学校：明治35年

東京高等工芸学校：大正10年

上記は全て官立であり、私立の場合は、日本大学専門部工科(昭和4年)、早稲田大学専門部(昭和14年)があつて、特に前者は私立故、多くの卒業生を輩出しているが、本研究では、大正期までに設置された教育機関を対象としているために、ここでは取り上げない。

実業界の養成を受けて設置された専門学校(多くは高等工業学校の呼称をもつ)のため、卒業生の数は多い。名古屋高等工業学校は、略東京工業大学と同じ数の卒業生を、他校は設置年度により卒業生数が決まるものの、大正末までは、一学年あたりの学生数は大学よりは若干多いため、特段の標準教科書は必要なかったと推測がつく。

これら専門学校にあっては、本章で既に分析したように、学生40名あたり1名の教員数であり、かつ教員は教授と称されるように、大学と同じ扱いを受け、その資質も大学卒業の学士以上となっている点を考慮すると、現在の大学と同じように全国的に通用する標準教授方法は存在せず、勿論標準教科書も使用されていなかった。

3)実業学校(甲種)

本研究の対象となる建築学(もしくは建築関連科)を有する実業学校の設立状況と輩出した卒業生の実態を明らかにする。

なお、実学校は中学校と同一レベルにあるため、高等小学校4年卒で3年間の教育年数、高等小学校2年間卒の場合は、予科を含めて5年間の教育となり卒業時の年齢は中学校に等しい。以下では、卒業生の数字は累計400人以上の場合のみ記す

道立札幌工業学校：大正9年
 道立函館工業学校：大正10年
 道立苫小牧工業学校：大正12年
 県立弘前工業学校：明治43年 卒業生：513人
 市立青森工業学校：大正15年
 県立盛岡工業学校：明治31年 卒業生：616人
 市立仙台工業学校：明治39年 卒業生：595人
 県立秋田工業学校：明治47年
 県立米沢工業学校：明治35年
 県立鶴岡工業学校：大正15年
 県立宇都宮工業学校：大正12年
 府立実科工業学校：明治33年
 安田工業(旧称：東京保善工業)学校：大正14年
 法政大学工業学校：大正15年 卒業生：565人
 市立小石川工業学校：大正12年
 神奈川県立工業学校：明治40年 卒業生：404人
 市立富山工業学校：大正5年
 市立甲府工業学校：大正10年
 県立長野工業学校：大正12年
 岐阜県立第二工業学校：大正15年
 県立浜松工業学校：大正13年

名古屋工業学校：大正 11 年
 津市立工業学校：大正 6 年 卒業生：449 人
 京都市立第一工業学校：大正 13 年
 市立都島工業学校：明治 41 年 卒業生：945 人
 府立西野田職工学校：明治 41 年 卒業生：532 人
 府立今宮職工学校：大正 3 年 卒業生：465 人
 兵庫県立工業学校：明治 37 年 卒業生：776 人
 県立吉野工業学校：明治 37 年
 和歌山県立工業学校：大正 3 年 卒業生：476 人
 島根県立工業学校修道館：明治 40 年
 県立広島：明治 30 年 卒業生：1,131 人
 県立廿日市工業学校：大正 13 年
 徳島県立工業学校：明治 37 年 卒業生：787 人
 香川県立工業学校：大正 11 年 卒業生：410 人
 県立松山工業学校：明治 42 年 卒業生：502 人
 県立福岡工業学校：明治 29 年 卒業生：682 人
 県立浮羽工業学校：明治 39 年 卒業生：705 人
 熊本県立工業学校：明治 31 年 卒業生：795 人
 県立大分工業学校：明治 39 年
 県立鶴崎工業学校：大正 4 年 412 人
 県立宮崎工業学校：大正 12 年
 鹿児島県立工業学校：大正 8 年 卒業生：422 人
 県立加治木工業学校：明治 43 年 卒業生：618 人
 鹿児島実業学校：大正 9 年
 県立薩南工業学校：明治 42 年
 沖縄県立工業学校：大正 4 年
 京城工業学校：明治 40 年
 台北州立台北工業学校：明治 45 年

以上で、明治期に開設された実業学校は 49 校、400 人以上の卒業生に該当するもの 20 校である。20 校中、大正期に設立された学校は「法政大学工業学校」(404 人)のみであり、私立の特性があらわれている。この中で設立年次の古い順(ただし、400 名以上の卒業生)では、県立福岡工業学校(明治 29 年)、県立盛岡工業学校(同 31 年)、熊本県立工業学校(同 31 年)、府立実科工業学校(同 33 年)、兵庫県立工業学校(同 37 年)、徳島工業学校(同 37 年)、市立仙台工業学校(同 39 年)、県立浮羽工業学校(同 39 年)の 8 校であった。明治時代までの設立とすれば、県立弘前工業学校(明治 43 年)、神奈川県立工業学校(同 40 年)、市立都島工業学校(同 41 年)、府立西野田職工学校(同 41 年)、県立松山工業学校(同 42 年)、県立加治木

工業学校(同 43 年)の 13 校である。明治期設立の専門学校(高等工業学校)が名古屋高等工業学校の 1 校であるから、中等程度の建築教育は、まさに実業学校に依存していたと判断でき、このように多数の学生を教授するためには、標準教授法と教科書相当のテキストが必要であったことがみてとれる。また、教員資格のところでは指摘したように、それまでのような「帝国大学卒業生」あるいは「学士」相当のレベルを教員全員に課することは適わなく、検定試験が採用された背景が、これらの状況から読み取れる。

4)実業学校(乙種)

乙種実業学校は、尋常小学校校(4 年制)卒の場合 5 年間の修学年限が課され、甲種と実業学校補習学校の間レベルに相当する。但し、大正 8 年以降になると、6 年生の尋常小学校卒が条件で、この時点で修学期間と入学条件は実業補習学校と並んだ。ただし、本章の表 3-1~4 で取り上げたように、学校数、生徒数が大部なのは実業補習学校であった。しかし、建築年鑑では補習学校は取り上げられていないので、詳細は不明である。

昭和 15 年度の建築年鑑によれば、大正期までに設置された建築関係の科を含む乙種実業学校の実態は以下のような状況であったことが分かる。但し、卒業生数は他との比較があるので累計 400 人以上を示す。

名古屋市立工業専修学校：大正 7 年 卒業生：417 人

大牟田工業学校：大正 8 年 卒業生：450 人

東京府立実科工業学校：明治 35 年

5)各種学校

本研究で扱う教育機関の大学、高等専門学校は、現在の大学と同レベルの教育をおこなっているから、建築全体の教科書を編纂していたとは思えない。各種学校なら独自の教科書を編纂した可能性があるのではないか。特に私立学校にあつてはこの傾向が強いと考えられる。以下では、大正期までに設立され各種学校の実態を明らかにする。なお、卒業生はこれまでとは異なり全てを掲げた。

日本大学高等工学校：大正 9 年 卒業生：1,103 人

名古屋高等工業学校附属高等夜間部：大正 11 年 卒業生：268 人

神戸高等工業学校専修学校：大正 12 年 卒業生：425 人

工学院：明治 21 年 卒業生：4,835 人

早稲田附属工手学校：明治 44 年 卒業生：2,539 人

東京工業専修学校：明治 32 年 卒業生：1,372 人

中央工学校：明治 42 年 卒業生：1,849 人

日本大学工学校：大正 13 年 卒業生：480 人

京都工学校：明治 41 年役 卒業生：600 人

第一関西工学校：大正 11 年 卒業生：1,610 人

関西商工学校：明治 35 年

東京高等工芸学校附属工芸実修学校：明治 19 年 卒業生：179 人

横浜工業専修学校：大正 14 年 卒業生：322 人

神戸葺合工業青年学校：大正 8 年 卒業生：29 人

和歌山県立工業専修学校：大正 3 年 卒業生：184 人

明治の初期に設置された東京高等工芸学校附属工芸実修学校、或は明治 21 年に設立された工手学校(現工学院大学)、明治 42 年設立の中央工学校は、適切な教科書が存在せず、教養・専門科目に独自の教科書を作成していた²⁴⁾。しかしながら専門学科にあっても全ての授業科目に対して標準教授方法・教科書が準備された訳でない。また各種学校にあつては、就業者のために夜間開校される例も多く、学校での授業以外にも建築を学ぶ必要が認められ、教科書の存在が不可欠とであったと判断できる²⁵⁾。

3.7 章 結

・学制の変化と実業教育

この条件の中では、現在のような単純な学制とは異なり、リベラルアーツを機軸とする教育とは別に、中学校から高等学校レベルに位置した実業を軸とした学校教育の存在があった。中でも実業学校(工業学校)は、中等教育の役割を果たし、概ね今日の工業高等学校に等しい職業教育を担当していた。さらに明治 41 年の学制にあつては、小学校の修学期間が 6 年間になり、この尋常小学校卒を条件とした実業教育は、「乙種実業学校」「実業補習学校」「徒弟学校」の 3 本建てになるなど、非常に複雑な構成であった。複雑は要求から生まれたものとの判断が出来れば、その需要が実業界からあったといえる。また、教育の本体にあたる「本科」の前には「予科」、後には「専科」「別科」の存在がある。所謂、大学につながる教育の軸にあつては、予備教育・本教育・補強教育のために独自の措置が必要であった。

・実業学校の位置付け

学校数にあつては、明治 41 年には中学校を大幅に超え、学生数の増加も実業学校によるところが多い。特に実業補習学校は大正も後期に入ると 1 万人を超える状況になった。実業学校における、学生数と教員数の増加は、標準教授細目や教科書の需要を推測させる。また、実業学校の中で建築科を含む工業学校が盛隆となるのは、明治も後半であった。従って、明治 32 年の実業学校令の公布よりは、大正 9 年の同法改正の時点の方が、中等工学教育と改革期に一致するともいえる。

・実業学校の機能・実業学校令の内容

「実業学校令」は目的を「工業農業商業ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス」とし、「工業学校規程」では、この学校を必要とする産業は地域毎に異なり、これに関与する

技術者・技能者教育が求められ、学校の設置される土地の状況に配慮して科目を定めることができた。同規程ではモデル科目を掲げ、現場ではこれらを選択あるいは分合していた。しかし、地域的条件は多様な科目を発生させ、教育の不効率と中等学校に求められる教養(徳育とされている)の欠如を生じ、大正期の改正となった。この大正期の改正は、明治の技能者教育から技術者のそれへと転化した時期と等しいと判断できる。建築科のカリキュラムも同様な実業教育の流れの中に位置し、変貌してきた。

・実業学校教員資格

明治32年の実業学校令の制定に伴い、教員養成が大学の中で行われ、奨学制度によって教員の数と質の確保がなされた。しかしながら、明治から大正に入ると殖産興業の内容が工業にシフトするとともに、学生数の絶対的増加を生じ、従前のような学士を条件とする教員は不足を生じ、必ずしも高等専門教育を受けた人材を工業学校の担当者と限定しないため、その資格が検定試験に移行した。このためにどこにあっても、誰が教授しても同じ教育の質が確保できる標準講義要目あるいは教科書が、従前以上に必要になったと判断できる。

・建築関係の実業教育

研究の結果からは、次のようなことがいえよう。全国展開された工業学校にあつては、明治の中期から卒業生を多数出し、専門教育のレベル確保のためには、教授方法や教授内容に関する標準化(教科書と言ひ換えられる)が不可欠であった。この条件が第5章で展開する建築学会の標準教科書編纂へ結びついたのである。さらに工業学校の教員増が法令の改正から可能になると検定試験制度が実施され、変貌した教員の質に対しても標準教授方法・教科書が不可欠であった環境が明らかになった。

また、大正期までを含めると建築学科を有する専門学校が官民合わせると11校存在していた。この中での教育は学理追及の大学を除けば、高度な専門知識の教授であり、教育の成果が普遍化し、中等教育へ移行したとの推測も可能である。

さらに各種学校の存在からは、校外での勉学の用に供することを含めた教科書の存在と、そのような需要(環境)があったとの結論も得られる。

3章 注

- 1) 主に文部科学省ホームページ、学制百年史資料編を参照した。
- 2) 「実業学校五十年史」、文部省実業学務局編纂、実業教育五十周年記念会刊行、昭和9年10月発行、p1、同じく「続編」、昭和11年2月発行、p1。
- 3) 文部科学省ホームページ、学制百年史資料編
- 4) 各教育大学、体育大学、商船大学等の専門性を機軸とした大学が存在するが、学制に

においては「大学」に分類される)。

- 5) 資料は文部科学省ホームページ、学制百年史資料編 四 2 第 27 表、以下表 3-2、3-3、3-4 も同様
- 6) この引用は、文部科学省ホームページ、「学制百年史(第一編 第二章 第六節 三)」による。また、手嶋の工業教育への貢献は、東京工業大学ホームページ、「白書：大学の理念(B)、東京工業大学の沿革と理念」に詳しい。工業教育に対する熱意については、「神戸新聞 1916(大正 5 年)1 月 1 日号の「世界の動向と日本の工業」を参照されたい。
- 7) 同上資料による。
- 8) 実業教育 50 年史、P382 を資料とした。
- 9) 以下の資料は、文部科学省ホームページ、学生百年史、資料編による。
- 10) なお、教科書に言及すれば、1 章で紹介したように、実業学校令の制定される前の状況としては、徒弟学校規定(明治 27 年 7 月 25 日文部省令第 20 号)の中で規程され、さらに、実業学校規程(昭和 18 年 3 月 2 日文部省令第 4 号)でも定められていた。
- 11) 実業学校五十年史、p 389
- 12) この学科の構成が戦時体制の中でどのように変化したかを、実業学校規程(昭和 18 年 3 月 2 日文部省令第 4 号)から捉えると、
「第二条 実業学校ノ於テハ其ノ種類に依り左ノ学科の一又ハニ以上ヲ置クコトヲ得
工業学校 機械科、航空機科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、建築科、土木科、採鉱科、冶金科、金属工業化、木材工芸科、金属工芸科」となっており、多様な工業教育が含まれるようになった。資料：文部科学省ホームページ、「学制百年史、」資料編、一詔書・勅語・教育法規等 (六)産業教育実業学校規定
- 13) 実業教育 50 年史、p 428。参考のために示せば、徒弟学校の教員のレベルは以下のようであった。
「第十条 徒弟学校ノ教員ハ文部大臣ニ於テ工業教員タルニ適当ナリト認ムル者又ハ小学校教員ノ資格アル者又ハ相当ノ普通教育ヲ受ケ職業上ノ知識又ハ経験ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ」
教員資格としては、小学校教員が挙げられている。
- 14) 実業教育 50 年史、p 430 の中での説明。
- 15) 内田資料の大正 11 年 4 月 大正 12 年 2 月 29 日第一回委員会(内田のメモ)資料、「実業教育法改正ノ要旨」文部省実業学務局の中の「実業学校法改正の経緯」による。
- 16) 山口広、清水等の指摘に見られる。詳しくは第 1 章を参照。
- 17) 実業学校五十年史、p 408
- 18) 学生百年史、資料編四 1 「建築統計 第 14 表 教員養成所(臨時教員養成所、実業学校教員養成所
- 19) 実業教育 50 年史、p412

- 20) 専門学校：明治36年3月27日に「専門学校令」が公布される。これ以前は統一的政策がなく、その都度設置を許可していた。同令が制定された背景には、中等教育の発展により大学・師範学校を除く、高度実業教育を対象とする専門学校への進学者が増加した理由がある。第1条には「高等の学術技芸を教授する学校は専門学校とする」との役割が示され、学校としての機能を定めている。

専門学校数：大正5年＝官立8校、公立5校、私立54校、計67校

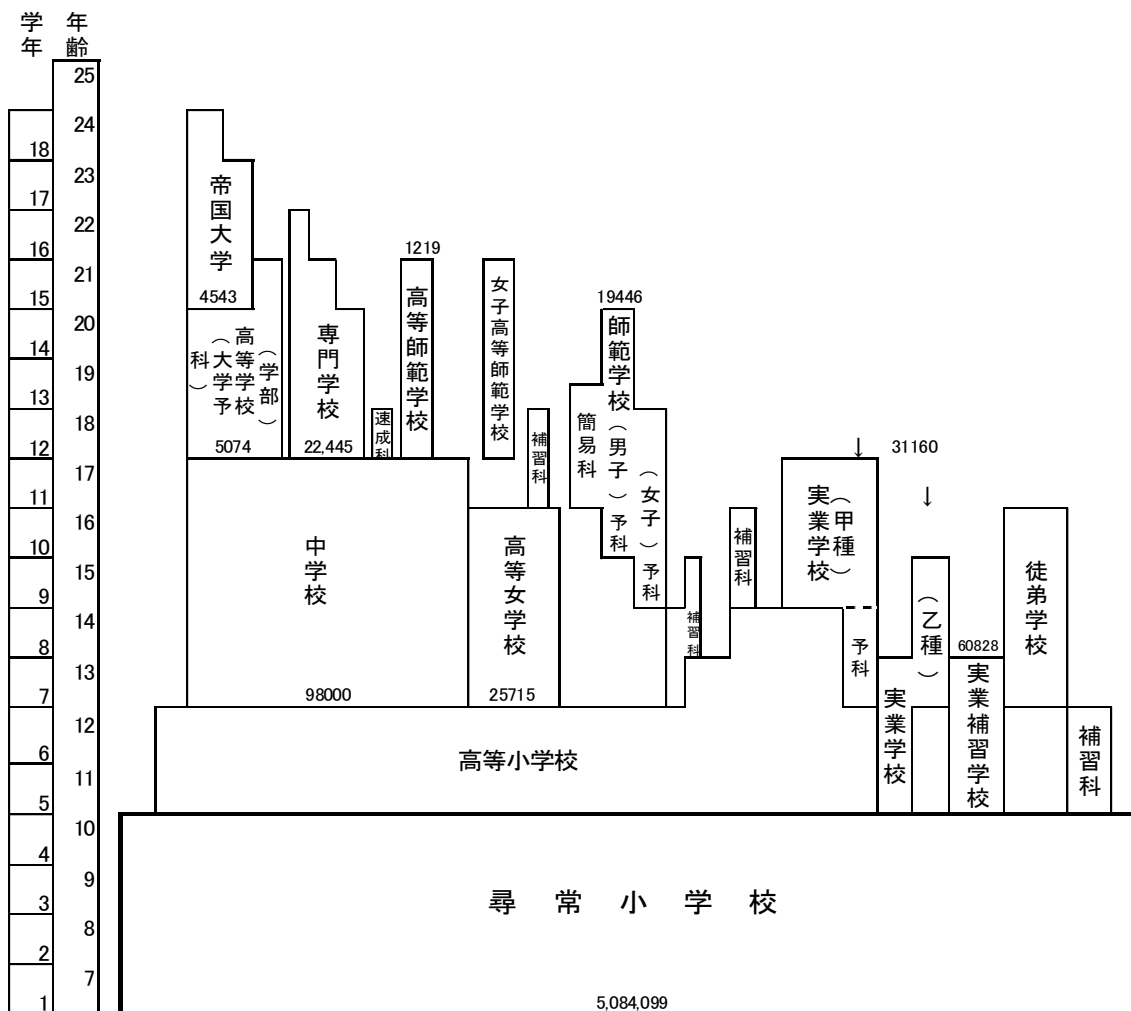
官立＝外国語学校、美術学校、音楽学校各1校、医学専門学校5校

公立・私立＝医学・薬学関係11校、法学関係10校、文学関係13校、宗教関係21校、美術1校、体操1校、家政1校、殖民1校、計59校

私立大学に言及すれば、専門学校令に基づいた私立学校で大学の名称をとるものが多数みられるようになったが、本来大学は帝国大学以外には存在せず制度上は専門学校に位置づけられていた。そこで文部省は明治36年に1年半程度の予科を持つ専門学校に「大学」の名称をつけることを正式に許可した。あくまでも専門学校令を基準にした学校であるので帝国大学と同程度とは認めることはできないが、専門学校以上の体制を整備する行政側の姿勢が存在していた。その後、大正10年に大学令が設けられ私立大学が認められることになった経緯がある。

- 21) 資料：学制百年史、資料編 四2「第28表 設置者別 学校種別 教員数」。この中でも公立学校分が多い。
- 22) 昭和15年版 建築年鑑、建築学会編より、昭和15年7月31日発行、建築学会、丸善、p177
- 23) 出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』、文部省「学制百年史」
- 24) これらの教科書の存在は、各学校の年史による
- 25) 夜間開校に関しては、滝大吉の「建築講義録」の出版の趣旨に等しい。

図3-1 学校系統図 明治33年9月現在



資料: 文部科学省ホームページ、学制百年史
 ○師範教育令(明治30年)中学校令、高等女学校令、実業学校令(明治32年)等が交付された後の学制。続いて小学校令の改正(明治43年9月施行)により学制がほぼ整備した時期。
 (注)本図では、幼稚園、大学院や各学校の研究科さらに京都盲啞院、東京盲啞院を除いた。
 (注)数字は学生数を示す: 資料「学制百年資料編、」第2表 設置者別、学校別、在学者数の明治36年のもの

図3-2 学校系統図 明治41年現在

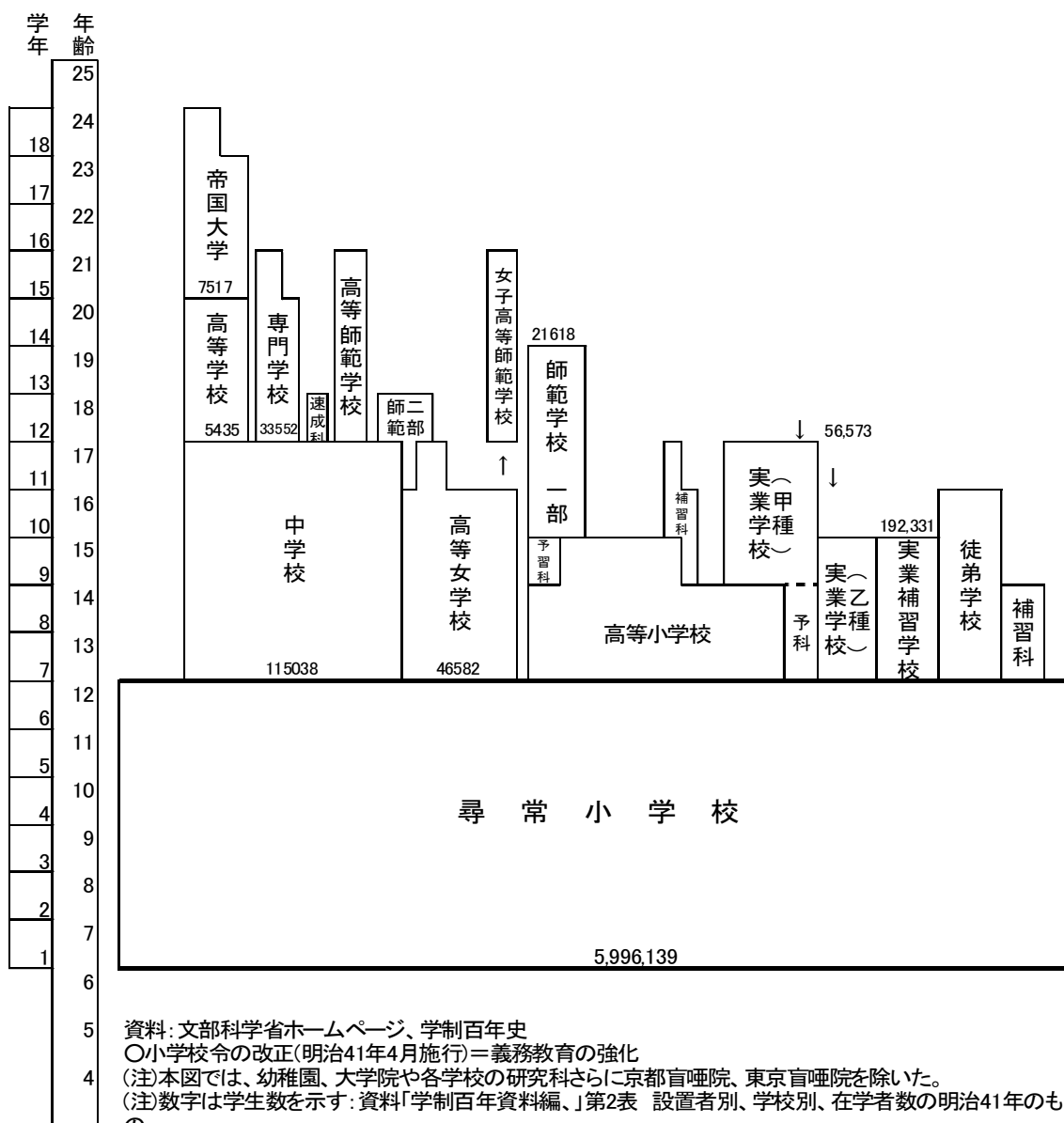


図3-3 学校系統図 大正8年4月現在

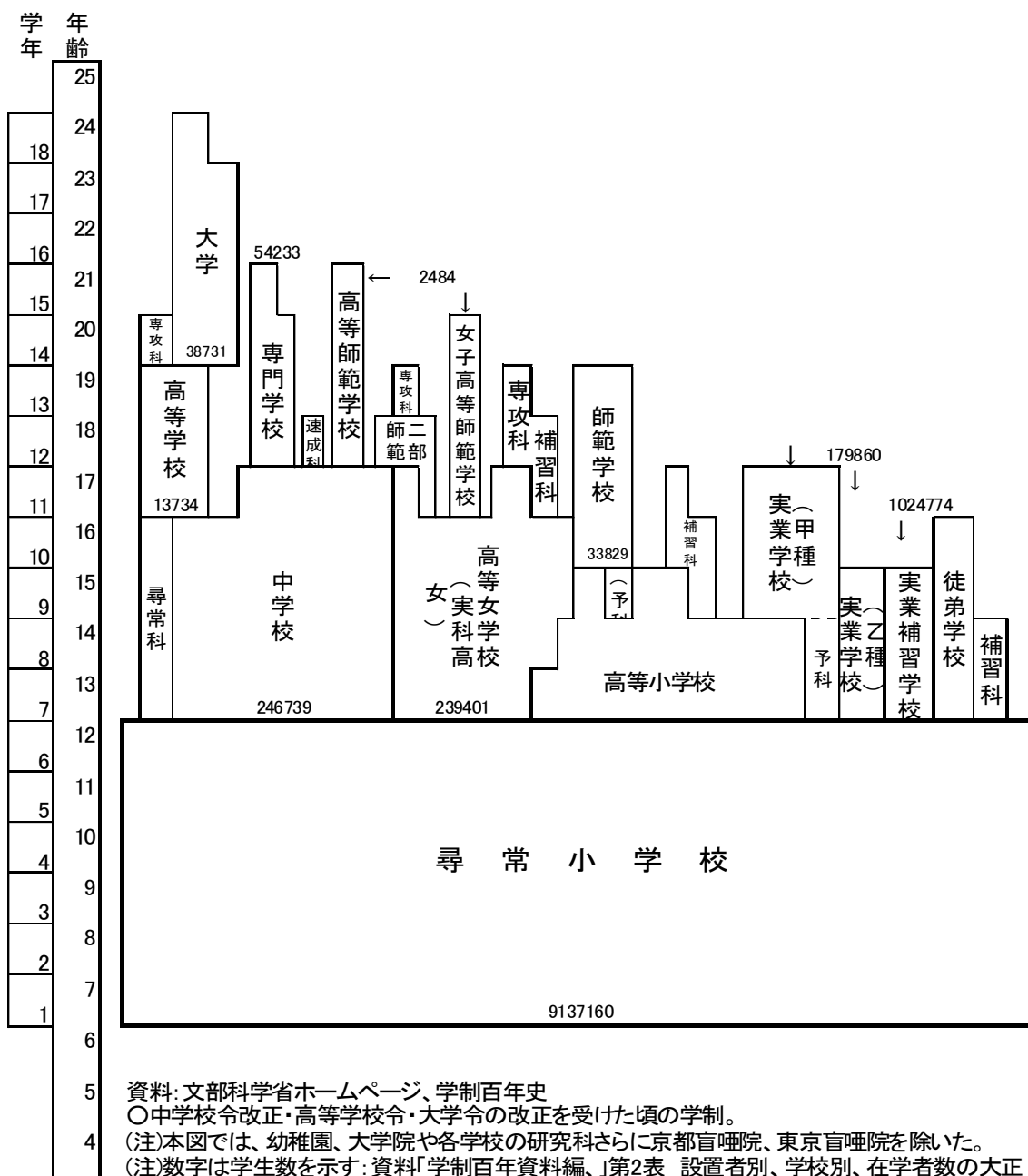


表3-1 設置者別・学校別・学校数

年度	小学校	旧 制							
		中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	師範学校
明治26 計	23960	69	28	27	0	7	41	1	47
国立	2	1	1	1	0	7	5	1	0
公立	23416	53	7	23	0	0	4	0	47
私立	542	15	20	3	0	0	32	0	0
明治31 計	23440	136	34	107	113	6	48	2	47
国立	2	1	1	1	0	6	7	2	0
公立	22988	105	25	86	109	0	6	0	47
私立	450	30	8	20	4	0	35	0	0
明治36 計	23648	249	91	237	1349	8	47	2	6
国立	2	1	1	1	1	8	15	2	61
公立	23352	209	82	220	1284	0	4	0	61
私立	294	39	8	16	64	0	28	0	0
明治41 計	22421	290	159	398	4751	8	65	3	75
国立	3	2	1	1	1	8	19	3	0
公立	22221	230	121	362	4558	0	4	0	75
私立	107	58	37	35	192	0	42	0	0
大正2 計	21149	317	330	527	8014	8	86	4	86
国立	4	2	2	1	4	8	23	4	0
公立	20997	241	259	490	7702	0	7	0	86
私立	148	74	69	36	308	0	56	0	0
大正7 計	20947	337	420	605	12213	8	96	5	93
国立	4	2	3	1	4	8	26	5	0
公立	20791	254	327	558	12007	0	7	0	93
私立	152	81	90	46	202	0	63	0	0
大正12 計	20732	468	685	745	14975	25	121	31	98
国立	4	2	3	2	4	23	40	11	0
公立	20614	375	544	654	14873	0	6	4	98
私立	515	91	138	89	98	2	75	16	0
昭和3 計	20619	544	940	912	15297	31	153	40	104
国立	4	2	3	2	4	25	51	11	0
公立	20517	430	712	716	15256	2	9	5	104
私立	98	112	225	194	37	4	93	24	0
昭和8 計	20724	554	975	1041	15077	32	171	45	103
国立	4	2	3	1	3	25	50	18	0
公立	20623	434	730	748	15077	3	11	2	103
私立	97	118	242	293	60	4	110	25	0
昭和13 計	20961	566	999	1378	17743	32	179	45	102
国立	4	2	2	4	0	25	52	18	0
公立	20862	444	748	1039	16540	3	11	2	102
私立	95	120	249	335	1203	4	116	25	0

資料:文部科学省ホームページ、学制百年史資料編[四 2] 第27表。

・第27表は、明治6年から昭和43年までの記録が記載されているが、ここでは、明治26、31、36、41年、大正2、7、12年、昭和3、8、13年分を掲載した。

・第27表から、幼稚園、(旧制)青年師範学校、高等師範学校、教員養成所、教員養成専門学校各種学校は除いた。

表3-2 設置者別・学校種別・在学者数

年度	小学校	旧 制							
		中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	師範学校
明治26 計	3,337,560	19,563	3,020	2,869		4,483	8,869	1,387	5,719
国立	637	176	286	59		4,483	970	1,387	0
公立	3,280,452	14,881	1,231	2,286		0	1,234	0	5,719
私立	56,471	4,506	1,503	524		0	6,659	0	0
明治31 計	4,062,418	61,632	8,589	12,917	6,975	4,664	13,119	3,560	10,350
国立	1,074	251	423	103	0	4,664	1,977	3,560	0
公立	3,999,899	49,684	6,060	10,192	6,770	0	1,566	0	10,350
私立	61,445	11,697	2,106	2,622	205	0	9,576	0	0
明治36 計	5,084,099	98,000	25,719	31,160	60,828	5,074	22,445	4,543	19,466
国立	1,064	339	333	128	207	5,074	6,799	4,543	0
公立	5,035,684	81,941	22,813	28,247	57,376	0	1,468	0	19,466
私立	47,351	15,720	2,573	2,785	3,245	0	14,178	0	0
明治41 計	5,996,139	115,038	46,582	56,573	192,331	5,435	33,552	7,517	21,618
国立	1,576	643	353	177	458	5,425	9,846	7,517	0
公立	5,958,024	92,960	37,139	48,160	182,480	0	1,813	0	21,618
私立	36,539	21,435	9,090	8,236	9,393	0	21,893	0	0
大正2 計	7,097,755	131,946	83,287	80,922	384,983	6,409	37,207	9,572	27,928
国立	2,433	704	813	208	582	6,409	10,021	9,572	0
公立	7,066,450	104,069	65,438	71,184	371,171	0	2,182	0	27,928
私立	26,872	27,173	17,036	9,530	13,230	0	25,004	0	0
大正7 計	8,137,347	158,974	118,942	113,814	812,935	6,792	49,348	9,094	25,285
国立	1,606	758	1,384	250	991	6,892	12,346	9,094	0
公立	8,102,033	121,181	91,166	97,585	803,455	0	3,084	0	25,285
私立	32,708	37,035	26,392	15,979	8,489	0	33,918	0	0
大正12 計	9,137,160	246,739	239,401	179,860	1,024,774	13,734	54,233	38,731	33,829
国立	2,439	854	1,272	148	736	13,379	15,320	15,149	0
公立	9,106,546	104,432	182,374	147,748	1,018,712	0	1,768	1,638	33,829
私立	28,175	51,453	55,755	31,964	5,326	355	37,145	21,944	0
昭和3 計	9,680,732	343,709	359,269	267,043	1,181,907	19,632	84,751	61,502	48,930
国立	2,377	952	1,370	138	712	16,631	22,588	22,586	0
公立	9,648,791	277,579	265,685	196,701	1,177,670	1,154	2,611	2,665	48,930
私立	29,564	65,178	92,214	70,204	3,525	1,837	59,552	36,251	0
昭和8 計	11,035,278	327,261	371,807	316,845	1,271,530	20,300	90,262	70,893	32,817
国立	2,345	974	1,271	169	580	15,689	23,064	27,901	0
公立	11,006,194	272,649	278,384	222,761	1,263,028	2,262	3,396	1,432	32,817
私立	26,739	53,638	92,152	93,915	7,922	2,349	63,802	41,560	0
昭和13 計	11,978,683	380,498	479,425	507,629	2,207,022	17,017	106,073	73,517	32,025
国立	2,373	955	1,297	1,076	0	12,788	26,540	28,034	0
公立	11,946,241	300,506	336,602	341,724	1,923,564	2,002	3,799	1,466	32,025
私立	30,069	79,037	141,526	164,829	283,458	2,227	75,734	44,017	0

資料:文部科学省ホームページ、学制百年史資料編[四 2] 第28表。

・第27表は、明治6年から昭和43年までの記録が記載されているが、ここでは、明治26、31、36、41年、大正2、7、12年、昭和3、8、13年分を掲載した。

・第27表から、幼稚園、(旧制)青年師範学校、高等師範学校、教員養成所、教員養成専門学校各種学校は除いた。

表3-3 設置者別・学校別・教員数

年度	小学校	旧 制							
		中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	師範学校
明治26 計	61556	998	331	258		279	646	165	647
国立	16	11	17	3		279	143	165	0
公立	60417	720	83	203		0	42	0	647
私立	1123	267	231	52		0	461	0	0
明治31 計	83566	2608	406	844	242	351	834	230	760
国立	27	18	17	8	0	351	234	230	0
公立	82485	2061	269	659	227	0	95	0	760
私立	1054	529	120	177	15	0	505	0	0
明治36 計	108360	4793	1349	2141	921	315	1626	382	1069
国立	35	23	17	12	0	315	488	382	0
公立	107273	3993	1198	1933	681	0	92	0	1069
私立	1052	777	134	196	240	0	1046	0	0
明治41 計	134337	5719	2395	3627	2049	303	2242	553	1307
国立	57	45	23	7	0	303	666	553	0
公立	133448	4567	1826	3187	1479	0	138	0	1307
私立	832	1107	546	433	570	0	1438	0	0
大正2 計	157285	6276	4117	4645	2365	358	2664	815	1623
国立	81	66	43	7	0	358	823	815	0
公立	156488	4857	3050	4124	1558	0	182	0	1623
私立	716	1353	1024	514	807	0	1659	0	0
大正7 計	172979	6991	5287	5661	3598	356	3389	970	1667
国立	83	49	57	6	6	356	981	970	0
公立	172057	5255	3860	4916	4916	0	191	0	1667
私立	839	1687	1370	739	439	0	2217	0	0
大正12 計	199663	10129	9795	9114	8299	956	4445	3224	1960
国立	86	52	54	13	0	919	1533	1728	0
公立	198864	7971	7276	7530	8016	0	144	160	1960
私立	713	2106	2465	1571	283	37	2768	1336	0
昭和3 計	229188	13377	14330	13188	17796	1369	6550	4905	2827
国立	94	57	63	0	0	1083	2143	2254	0
公立	228193	10649	9784	9462	17556	80	230	235	2827
私立	901	2671	4483	3726	240	196	4177	2416	0
昭和8 計	245723	13357	15308	15308	21951	1433	7568	6285	2334
国立	94	55	61	0	0	1080	2212	3084	0
公立	244729	10630	10584	10664	21394	141	240	111	2334
私立	900	2672	4663	5493	557	212	5116	3090	0
昭和13 計	274154	14433	17433	21731	79022	1413	8707	6436	2258
国立	102	61	58	0	0	1076	2586	3022	0
公立	273096	11150	11573	14194	67583	131	251	106	2258
私立	956	3277	5802	7537	11439	212	5870	3328	0

資料:文部科学省ホームページ、学制百年史資料編[四 2] 第28表。

・第27表は、明治6年から昭和43年までの記録が記載されているが、ここでは、明治26、31、36、41年、大正2、7、12年、昭和3、8、13年分を掲載した。

・第27表から、幼稚園、(旧制)青年師範学校、高等師範学校、教員養成所、教員養成専門学校各種学校は除いた。

表3-4 在学者数と教員数・学校数・学校あたりの教員数の関係

年度	小学校	旧 制							
		中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	師範学校
明治26 計	3,337,560	19,563	3,020	2,869		4,483	8,869	1,387	5,719
A	139	240	108	106		640	216	1,387	122
B	54	20	9	11		16	14	8.4	9
C	2.6	14	12	9.6		40	16	165	13
明治31 計	4,062,418	61,632	8,589	12,917	6,975	4,664	13,119	3,560	10,350
A	173	453	253	121	62	777	273	1,780	220
B	49	24	21	15	29	13	16	15	14
C	3.6	19	12	7.9	2.1	59	17	115	16
明治36 計	5,084,099	98,000	25,719	31,160	60,828	5,074	22,445	4,543	19,466
A	215	396	283	131	45	634	478	2,274	319
B	47	20	19	15	66	16	14	12	18
C	4.5	19	15	9	0.7	39	35	191	18
明治41 計	5,996,139	115,038	46,582	56,573	192,331	5,435	33,552	7,517	21,618
A	267	387	293	142	40	679	516	2,506	288
B	45	20	19	16	94	18	14	14	17
C	6	20	15	9	0.4	38	34	184	17
大正2 計	7,097,755	131,946	83,287	80,922	384,983	6,409	37,207	9,572	27,928
A	336	416	252	153	49	801	433	2,393	325
B	45	21	20	17	163	18	15	12	17
C	7	20	12	9	0.3	45	31	204	19
大正7 計	8,137,347	158,974	118,942	113,814	812,935	6,792	49,348	9,094	25,285
A	388	472	283	188	67	849	514	1,137	271
B	47	23	22	20	226	19	15	9.4	15
C	8.2	21	13	9	0.3	45	35	194	18
大正12 計	9,137,160	246,739	239,401	179,860	1,024,774	13,734	54,233	38,731	33,829
A	441	527	349	241	68	549	448	1,249	345
B	46	24	24	20	123	14	12	12	17
C	9.6	22	14	12	0.6	38	37	104	20
昭和3 計	9,680,732	343,709	359,269	267,043	1,181,907	19,632	84,751	61,502	48,930
A	470	632	382	292	77	633	554	1,538	470
B	42	26	25	20	66	14	13	13	17
C	11	25	15	14	1.2	44	43	123	27
昭和8 計	11,035,278	327,261	371,807	316,845	1,271,530	20,300	90,262	70,893	32,817
A	532	590	381	304	84	634	578	1,575	319
B	45	26	24	21	58	14	12	11	14
C	12	24	16	15	1.5	45	44	140	23
昭和13 計	11,978,683	380,498	479,425	507,629	2,207,022	17,017	106,073	73,517	32,025
A	571	673	480	368	124	532	593	1,634	314
B	44	26	28	23	28	12	12	11	14
C	13	26	17	16	4	44	49	143	22

上記の表でAは「生徒数／学校数」、Bは「生徒数／教員数」、Cは「教員数／学校数」を示す。

資料：文部科学省ホームページ、学制百年史資料編[四 2] 第28表。

・第27表は、明治6年から昭和43年までの記録が記載されているが、ここでは、明治26、31、36、41年、大正2、7、12年、昭和3、8、13年分を掲載した。

・第27表から、幼稚園、(旧制)青年師範学校、高等師範学校、教員養成所、教員養成専門学校各種学校は除いた。

表3-5 実業学校の学校数・生徒数の推移(明治32年～38年)

	明治32年		明治34年		明治36年		明治38年	
	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数
工業学校	19	3,078	21	1,993	28	2,998	30	4,324
農業学校	50	4,527	79	7,778	109	11,311	119	13,776
水産学校	—	—	—	—	6	414	10	688
商業学校	28	6,544	41	9,842	52	12,821	59	15,490
商船学校	4	214	5	533	7	840	7	1,453
徒弟学校	20	1,519	26	1,662	38	2,776	47	3,451
計	121	15,882	172	21,808	240	31,160	272	30,182

出典：文部科学省ホームページ、学制百年史、資料編[三 実業学校]